

令和8年度不妊・去勢手術助成事業実施要領 (飼育犬・ねこ及び地域ねこ)

一般社団法人 岩手県獣医師会

第1 目 的

岩手県内で飼育されている犬・ねこ（以下、飼育犬・ねこという。）の飼い主及び地域ねこの管理代表者に対し、不妊・去勢手術を行った場合に手術費の一定額を助成し、適正な繁殖管理により、飼育犬や飼育ねこの多頭飼育崩壊を防ぎ、地域ねこの繁殖防止対策を推進すること。

第2 地域ねこの定義

この要領における「地域ねこ」とは、地域住民と行政機関またはNPO団体との連携下で、餌やふん尿の管理等、地域ルールに基づいて飼育されている飼い主のいない「ねこ」とする。

第3 応募対象条件

- ① 雌の不妊手術助成は、「犬とねこ」を対象とする。
雄の去勢手術助成は、「ねこ」を対象とする。年齢は、雌・雄ともに7歳未満とする。
- ② 飼育犬・ねこは1世帯1頭まで、地域ねこは実頭数（例えば、地域で3頭飼育している場合は3頭まで）を応募できるものとする。
- ③ ただし、犬では狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射を実施済みのものとする。
- ④ 今年4月以降、既に不妊手術を行った飼育犬・ねこ、地域ねこも応募できるものとする。

第4 助成対象頭数

- (1) 雌の犬・ねこの助成する総頭数は200頭とする。
飼育犬20頭、ねこ180頭（うち地域ねこ100頭）とする。
但し、地域ねこは、不妊手術済みの目印となる耳先カット（サクラカット）手術に、管理代表者が同意したものに限る。
- (2) 雄ねこの助成する総頭数は50頭（飼育ねこ・地域ねこ合わせて50頭）とする。
雌・雄ともに申し込み頭数が助成対象頭数を越えた場合は、フリー抽選とする。

第5 助成金額

- (1) 不妊手術（卵巣子宮摘出）に対し、1頭あたり5,000円を助成する。
- (2) 去勢手術に対し、1頭あたり2,000円を助成する。

第6 事業の実施獣医師

本会会員である小動物開業獣医師（以下「獣医師」という。）とする。

第7 募集期間

助成申込の募集期間は令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水）（期限厳守）とする。

第8 助成金の申し込み及び当選者の決定

事業の内容を、岩手県獣医師会（以下「本会」という。）ホームページ及び県内各小動物病院へのポスター掲示により県民へ周知する。

助成金を希望する飼い主等は、不妊・手術助成事業申込票（様式1）に必要事項を記入のうえ、本会会員が開設している動物病院に申し込み、各動物病院は受理した同申込票を、令和8年10月5日（月）までに本会へ郵送（FAXも可）することとする。

当選者の決定は、申し込み者がこの事業の助成対象頭数に満たない場合は全員とし、対象頭数を越えた場合は、本会動物愛護委員会が申し込み者の中から公正に抽選し、会長に報告することとする。

第9 抽選結果の発表及び不妊手術補助券の送付

本会会長は、10月30日（金）までに、当選者（飼育犬・ねこの飼い主及び地域ねこの管理代表者）に「不妊・去勢手術補助券（別紙1・2）」を送付し、申し込み者への抽選結果の発表に代えるものとする。抽選の結果、落選した申し込み者へは通知しない。

- 2 上記の「不妊・去勢手術補助券」を交付された飼い主及び管理代表者は、令和9年1月15日（金）までに同補助券を獣医師へ提出し、不妊・去勢手術を受けるものとする。なお、飼い主及び管理代表者は補助券を他者に譲渡してはならない。

- 3 令和8年4月以降、あるいはこの事業への申し込み後、抽選結果を待たずに不妊手術を行い、抽選により当選した場合も、上記の「不妊・去勢手術補助券」を活用できるものとする。

第10 事業の実施報告及び助成金申請

不妊・去勢手術を実施した獣医師は、令和9年2月1日（月）までに、「実施報告及び助成金申請書（様式2）」を、第9に記載する「不妊・去勢手術補助券」の写しを添付して、本会会長に提出するものとする。

- 2 この事業の助成金は、不妊・去勢手術を実施した獣医師に対し支出する。